

10月から「燃やせないごみ」の分別方法が変わります！

～ごみ減量と資源化へのご協力のお願い～

対象品目と出し方

問 市民環境課生活環境係 ☎ 0986-76-8805

対象品目	出し方
使用済小型家電・金属類・スプレー缶	自治会のごみステーションに設置される指定のコンテナへ出してください
製品プラスチック	資源ごみ袋に入れて出してください

※上記に分類できないものはこれまで通り「燃やせないごみ」で出してください。

※コンテナや資源ごみ袋に入らないものは粗大ごみになるので、市クリーンセンターに出してください。

スケジュール

- ・試行期間 令和8年10月1日～
- ・本格導入 令和9年4月1日（予定）

新しい分別に対応した「ごみ分別の手引き」は令和9年度に改訂・配布予定です。

変更前

これまではまとめて
燃やせないごみ袋（赤袋）



変更後

使用済小型家電 金属類 スプレー缶	コンテナへ 
製品プラスチック	資源ごみ袋（透明袋）へ  ※週1回の資源ごみとは袋を分けて出してください。
使用済小型家電・金属類・スプレー缶・製品プラスチックに分類できないものはこれまで通り「燃やせないごみ」(赤袋)へ 	

9月20日から9月26日は「動物愛護週間」です

ペットや身近な動物に愛情を持って接していますか？人も動物もともに暮らす仲間です。ルールやマナーを守り、誰もが快適に暮らせるまちをつくりましょう。



犬の飼育について

犬の飼い主には「けい留義務」があります
犬は必ずつないで飼育するか、しっかりとした
囲いの中で飼いましょう。しつけや訓練をして、
人に危害を加えたり鳴き声などで近隣に迷惑を
かけることのないようにしましょう。

道路や公園などを汚さないようにしましょう
散歩のときはリードを付け、ふんを片付けるための
用具を携帯し必ず持ち帰って処分しましょう。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう
飼い犬の登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（毎年1回）
を必ず行いましょう。また飼い主変更や住所の変更、
犬が死亡した時は市役所への届出が必要です。



猫の飼育について

むやみに繁殖させないようにしましょう
動物にかけられる手間、時間、空間には限りがあり
ます。きちんと管理できる数を超えないようにしま
しょう。また必要に応じて不妊去勢手術などの繁殖
制限措置を行いましょう。

室内で飼いましょう
交通事故や猫同士のケンカ、感染症などから猫を守
りましょう。またふん尿や鳴き声、ゴミを荒らすな
ど周囲の方への配慮も飼い主の責任です。周囲への
迷惑は猫嫌いの人も増えてしまうので、猫のため
にもなりません。

動物の習性などを正しく理解し、一生涯世話が続けることができるかをよく考えて責任を持って飼いましょう。